

を来すを憂へ猿ヶ石川鰐淵より揚水する高木東十二丁目及更木三ヶ村の共同用水堰開鑿を画策し区民の協力を得私財を投じて起工し自ら諸人を督して刻苦精励具に辛酸を嘗むる事三星霜遂に當時世人の想像だに及ばざる大事業を完成せり時に元禄十四年正月なり其延長実に四千六百五十四間此所要の土工人夫二万六百余人石工七千六百人木挽九十三人大工三百八十人釘七寸物千九百本鉄材五十二貫木材大小合計千百本俵三万縄七千に達す以て其規模の大なるを察するに足る爾來今に至る迄二百六十年水源滔々として水田次第に拓け其三ヶ村に及ぼす徳沢寔に甚大なり茲に婚謀り翁の遺蹟を銘し永く後人をして譲るゝなからしめんとす。」

昭和十二年十一月三日建之

更木村 千田 基太郎  
矢沢村 佐藤 磯一  
等

## 第八節 東十二丁目と新川普請

奥州街道 新川と云うと、北上川の流れが花巻城本丸につき当り崩れるため、正保年中城代織笠斎下欠込む 宮が変流工事をはかったが水流れず、続いて寛文年間四戸金右エ門が再度普請に当ったが成就せず、貞享年中野々村宇右エ門の時第三回目の工事を実施し小舟渡八幡社東へ流路の変更がなされ

漸く完成された。これが高木の新川でこのため小舟渡は川西となり高木から分離された。

東十二丁目の新川はこれとは全く別のものであつて、天明年間の記録文書の一つに当村「西川原論所以來一件並普請願帳」があり、この中の記録によつて概要を記すこととする。この留書の初めに「外台一件之事」として、「北上川筋外台村街道下へ欠込候ニ付盛岡御普請奉行川井九蔵様同役花巻御奉行藤根金左エ門様下役猫塚武兵衛様並竹村平内様右御人數御出御見分御普請成され候右格別の御上物ニて当村よりもふり木數本剪賦仕候、宝曆元年末」とあるが、これは参勤交代に往来した松並木の街道（旧国道）が、北上川の流路が遂年西に転移したため、この街道下が欠込み道路が西方に変曲して來たので南部藩が工事を実施したものと思われる。

この新川は後川原へ堀替工事を行い、横幅拾間位で、寛保三年（一七四三）の洪水で出来た川筋に掘替たもので天明元年（一七八一）十一月掘初翌二月に完成されたといふ。

工事後流れの方向が東にうつった事により、東岸の欠込が甚だしくなり以後洪水の度毎、水害との苦闘と災害復旧工事に、村役人や村民が長い間の苦しみが続くことになった。

## 第九節 洪水の苦難

島という地名が、水にかこまれた所という感じに結びつくが、東十二丁目の里は北上川の河道の跡が多い。特に古代には、長根の後ろから、八森、小袋、荒屋敷の段丘の下を度重なる洪水

通つて尻引に流れているが、照井沼はその河跡湖である。

照井沼は、寛保二年（一七四二）新田として起目されて居り、昭和三十六年には残り全部が水田となり、今はその片影すらもない。こうしたことから、北上川が洪水になると、この旧河道に北上川の水が流れ、土手を破り、水田に泥や土砂が流れこんで稲を倒し、収穫皆無の年も多く、照井沼難没地等として年貢の減免や工事の施行についての嘆願書が多い。これらの記録についてその全容は知り得ないが、主なものを拾つて掲げると次のようである。

### 対応の状況

西暦 （西暦号）	災害の内容等
寛保二年 （一七四二）	六月二十六日大洪水（高木年代記）
享保十三年 （一七二八）	七月二十六日大洪水（花印、人）
享保二十四年 （一七三五）	洪水（大木家文書）
天文元年 （一七三六）	洪水（大木家文書）
延享二年 （一七四五）	島長根の西、北上川土手御普請、人足高木通より十一ヶ村に仰付（大木家文書）
	六月一日大洪水にて島の後土手二ヶ所及高木普請場押切、其筋田畠九拾石余永代地同様となる。

### （当村案詞帳）

#### 大洪水の事左記（安永八年、大木家文書代々書留記）

（前略）：六月一日五つ時大水まかりなり北上川、高木村の内土手三ヶ所押切、当村古川通、浪島、長根前通田畠へ多く石、砂利押かかり、此水押高御蔵給所御金日共に高弐百石余、砂利山に罷り成り書上げ仕り候得ば御見分の上右三ヶ所土手の中、一ヶ所高木、島両村にて相談當所普請所に仕り、二ヶ所は高木普請場所に願い上げ、安俵高木通御人足千五百六十人仰付け、七月二十七より八月十日、日數十三日に相済候、入用材木善吉山廿弐本、弥市山十二本、勘九郎山十二本、与市山五十四本、百本、長二間一尺物五十弐本、一丈五寸物四十八本皆松木、此木剪人足十人、木賦七十九人御普請場所へ引付け相渡申候（以下略）

昨年土手ばかり御ふしんになり、二筋の堰堤、田畠ふしん願上、兩堰拂人足二十ヶ村割付千九百人當来二年に仰付け、田畠石砂除ふしんは自ふしんにて千四百四十人  
三月二十七日よりふしん取付四月九日まで千二百二十人

#### 大洪水 天明元年五月二十七日の事（大木家文書代々書留記）

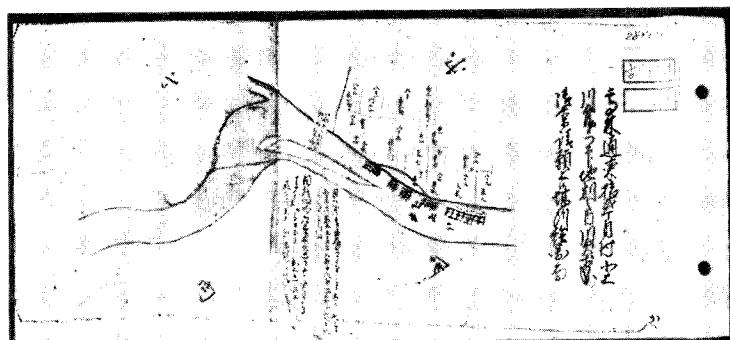
島の後西北上川土手押切、古川通限行前大川に罷り成り、此所へ砂子押かかり、田植仕付け候人迷惑仕り候、御上様より御見分遊ばされ候て、土手ふしん仰付けられ候、御代官柄内市右エ門様、高田七郎右エ門様、三千八百七十七人安俵高木通惣高へ仰付けられ候  
但し高百石にて廿四人の五分六り當り

一、式百七十七人（安） 一、式百六十三人（十二） 一、九十三人（晴）  
一、式百三十弐人（上小） 一、式百四十一人（下小） 一、四十一人（幸）

一、八十人（成）	一、百八十八人（高松）	一、式百四十七人（矢）
二、百三十五人（高）	二、百八十八人（島）	一、三百九十三人（更）
一、百二十二人（平）	一、百九十六人（黒）	一、百八十六人（立）
一、百六十三人（田）	一、式百四人（谷）	（ ）内村の略名
惣メ三千八百七十七人	此入方錢十六貫式百五文	（以下略）
（威徳院暦）	（威徳院暦）	（威徳院暦）
七月朔日朝より晚迄大雨なり、それより雨は寒くふり申候て三日八つ頃迄大雨なり大水也	六月一日雨なり北風大水なり、それより雨は寒くふり申候て三日八つ頃迄大雨なり大水也	六月一日雨なり北風大水なり、それより雨は寒くふり申候て三日八つ頃迄大雨なり大水也
御代官所助合御普請願上、御見分になり八通御助合御人足下し置かれ御普請 北上川新川口、四千六百式人八りの人足（三分の一支配所より、他残を八幡、寺林通、二子万丁目 通、鬼柳黒沢尻通御代官所より助合御普請）	御代官所助合御普請願上、御見分になり八通御助合御人足下し置かれ御普請 北上川筋当村の内新川口と申す處川筋自然と悪敷罷り成り、数百間の間欠込み、如何様にも御 所押切、高木分一ヶ所押切、三筋川となり田畠以ての外の損なり。（威徳院暦）	御代官所助合御普請願上、御見分になり八通御助合御人足下し置かれ御普請 北上川筋当村の内新川口と申す處川筋自然と悪敷罷り成り、数百間の間欠込み、如何様にも御 所押切、高木分一ヶ所押切、三筋川となり田畠以ての外の損なり。（威徳院暦）
八月五日より取付、二十四迄二十日間で終る	八月五日より取付、二十四迄二十日間で終る	八月五日より取付、二十四迄二十日間で終る
一、北上川筋当村の内新川口と申す處川筋自然と悪敷罷り成り、数百間の間欠込み、如何様にも御 所押切、高木分一ヶ所押切、三筋川となり田畠以ての外の損なり。（威徳院暦）	一、北上川筋当村の内新川口と申す處川筋自然と悪敷罷り成り、数百間の間欠込み、如何様にも御 所押切、高木分一ヶ所押切、三筋川となり田畠以ての外の損なり。（威徳院暦）	一、北上川筋当村の内新川口と申す處川筋自然と悪敷罷り成り、数百間の間欠込み、如何様にも御 所押切、高木分一ヶ所押切、三筋川となり田畠以ての外の損なり。（威徳院暦）
八通普請願上げの事	八通普請願上げの事	八通普請願上げの事
（押切（正）家文書万事色留帳）	（押切（正）家文書万事色留帳）	（押切（正）家文書万事色留帳）

（文化元年 （文化〇四年）	（享和三年 （享和〇四年）	（享和二年 （享和〇二年）	（享和元年三月 （神　宮　手　弥　市　様 （御村　老　名　共 （御村肝入　藤石エ門 （新川文書普請願帳）
覚 右難田御普請願上げの處御人足五千式百拾六人を以て四月朔日より十五日迄の普請にて皆仕付に 罷り成る。	右難田御普請願上げの處御人足五千式百拾六人を以て四月朔日より十五日迄の普請にて皆仕付に 罷り成る。	右難田御普請願上げの處御人足五千式百拾六人を以て四月朔日より十五日迄の普請にて皆仕付に 罷り成る。	前年の洪水の災害について、次の二通の願上げ書が出されている。 ・御高五石八斗九升川欠となつたので、御見分の上、御年貢米、御役金錢御免の願い上げ ・昨年の洪水と当春雪代水のため、少なからず欠込み、川筋悪くなり畠地へ突かかり、此上に洪水 でもあると御田畠水損となるので、御見分の上川筋御直し御普請方願い上げ （新川文書）

〔文久二年〕	〔文久元年〕	〔万延元年〕	〔嘉永四年〕	〔嘉永二年〕	〔天保八年〕	〔天保八年至天保十三年〕
〔文久二年〕	〔文久元年〕	〔万延元年〕	〔嘉永四年〕	〔嘉永二年〕	〔天保八年〕	〔天保八年至天保十三年〕
〔文久二年〕	〔文久元年〕	〔万延元年〕	〔嘉永四年〕	〔嘉永二年〕	〔天保八年〕	〔天保八年至天保十三年〕
〔文久二年〕	〔文久元年〕	〔万延元年〕	〔嘉永四年〕	〔嘉永二年〕	〔天保八年〕	〔天保八年至天保十三年〕
〔文久二年〕	〔文久元年〕	〔万延元年〕	〔嘉永四年〕	〔嘉永二年〕	〔天保八年〕	〔天保八年至天保十三年〕



普請願絵図面

〔文政元年〕	〔天保四年〕	〔天保四年〕	〔天保六年〕	〔文政八年〕	〔文政八年〕	〔文政十年〕
〔文政元年〕	〔天保四年〕	〔天保四年〕	〔天保六年〕	〔文政八年〕	〔文政八年〕	〔文政十年〕
〔文政元年〕	〔天保四年〕	〔天保四年〕	〔天保六年〕	〔文政八年〕	〔文政八年〕	〔文政十年〕
〔文政元年〕	〔天保四年〕	〔天保四年〕	〔天保六年〕	〔文政八年〕	〔文政八年〕	〔文政十年〕
〔文政元年〕	〔天保四年〕	〔天保四年〕	〔天保六年〕	〔文政八年〕	〔文政八年〕	〔文政十年〕